



平成 29 年 2 月 9 日

各 位

会 社 名 松 尾 電 機 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 常 俊 清 治
(コード番号 6969 東証第2部)
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 総 務 経 理 部 門 長 網 谷 嘉 寛
(TEL 06-6332-0871)

コンデンサ事業に関する米国司法省との合意について

当社は、平成 29 年 2 月 7 日（米国時間）米国司法省との間で、コンデンサ事業について当社が米国独占禁止法に違反したとして、制裁金 417 万米ドル（474 百万円）を支払うこと等を内容とする司法取引に合意いたしました。

お客様、株主をはじめ関係者の皆様に、ご心配とご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

当社は、今回の件を深く反省し、信頼回復に向け、グループ会社を含めてコンプライアンス体制を一層強化する等、再発防止策を講じてまいります。

記

1. 経緯

平成 26 年 11 月以降、当社は、米国司法省の電解コンデンサ事業に関する調査に協力してまいりました。この過程で、平成 13 年 11 月から平成 26 年 1 月の間に行われた電解コンデンサの取引の一部に関し、米国独占禁止法に違反すると判断される行為があった事実が確認されたことから、このたび、当社は、米国司法省との間で司法取引契約を締結することを決定いたしました。

2. 業績に与える影響

本件に伴い、平成 29 年 3 月期第 4 四半期決算において、474 百万円を特別損失として計上いたします。本件損失の計上による当社グループの平成 29 年 3 月期決算への影響については、本日付で公表しました「特別損失の発生及び業績予想の修正に関するお知らせ」のとおりです。

3. 再発防止策

当社は、当社グループ全体に対して、コンプライアンスの徹底を推進してきました。しかしながら、今回その徹底が不十分であったと深く反省しております。

今後は信頼回復に向け、当社グループのコンプライアンス管理担当役員が主導し、これまで以上に当社グループ全体で独占禁止法等の法令遵守を含めたコンプライアンスの徹底を進めてまいります。

具体的には、再発防止策として、今後このようなことを一切行わないことを取締役会で決議し、全役職員へ法令遵守の周知を行いました。また、独占禁止法等の法令遵守を内容とする遵守方針及び遵守管理規程を策定し、これを全役職員に周知するとともに、コンプライアンス研修を階層別を実施しました。さらに、定期的な内部監査並びに外部及び内部通報制度の整備による相互監視の仕組みを構築しました。

これらの再発防止策を着実に継続することで、独占禁止法遵守の徹底に努めてまいります。

以 上